

## むつ市議会第207回定例会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

平成23年2月25日（金曜日）午前10時開会・開議

◎固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 市長施政方針

【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第2号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

第7 議案第3号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

第8 議案第4号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

第9 議案第5号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第10 議案第6号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第11 議案第7号 平成22年度むつ市一般会計補正予算

第12 議案第8号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第13 議案第9号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第14 議案第10号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

第15 議案第11号 平成22年度むつ市水道事業会計補正予算

第16 議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算

第17 議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算

第18 議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算

第19 議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算

第20 議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算

第21 議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

第22 議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算

第23 議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算

第24 報告第1号 専決処分した事項の報告について

(工事請負契約の一部変更契約について)

第25 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第26 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成22年度むつ市一般会計補正予算)

第27 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成22年度むつ市一般会計補正予算)

第28 報告第5号 専決処分した事項の報告について

(工事請負契約の一部変更契約について)

第29 報告第6号 専決処分した事項の報告について

(工事請負契約の一部変更契約について)

【請願上程、委員会付託】

第30 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願

第31 請願第2号 むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（30人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功弘
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修徳
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	佐々木	隆徳
27番	半田	義秋	28番	富岡	幸夫
29番	斉藤	孝昭	30番	村中	徹也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育委員会	高瀬	厚太郎	教育長	遠島	進
公営企業者 管理委員会	遠藤	雪夫	代査委員 農委会	小川	照久
選挙管理委員会	畑中	政勝	農委会 総政理防調	立花	順一
総務部	阿部	昇	策務部 事務調整	岩崎	金蔵
会管総政理出納室	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉部	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	山本	伸一

農委會 農務局 局長	吉田	薰	薰	教育部長	佐藤	節	雄
公企業局 畑庁 舎長	佐藤	純	一通	川内庁舎長	布施	恒	夫
大畑所 畑舎長	若松	道	郎	脇野所 舎長	片山	元	春
總政政推 策進	伊藤	清	次郎	總政副總 務課	花山	俊	了
財政推 務進	奧川	慎	一	務部事務 課	石野	邦	夫
民政推 進	奧島	利	光	部事務課 長	山田	晃	聖
經副農課 濟理水 林	室館	賀	男	部事務課 長	鏡谷	正	雄
總政總總 括	野藤	初	徹	務部調整 課	高橋	保	南
總政防課 災	工藤	誠	志	部課 長	吉田	剛	剛
民市 民課	鹿内	志	博	部環境課 幹	金浜	盛	剛
經農水總 括	畑中	壽	博	部市課 幹	荒谷	久	剛
選委事 次	小川	博	剛	員局事 務	星	剛	剛
民環政主 策	加藤	剛	剛	總政總主 任	澁田	剛	剛

事務局職員出席者

事務局 長	須藤	徹	哉	次長	澤谷	松	夫
總括主 幹	濱田	賢	一	總括主 幹	金澤	壽	々
主任主 査	石田	隆	司	主任主 査	井戸	秀	明

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第207回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は30人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎固定資産評価審査委員会委員就任あ

### いさつ

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

さきの定例会において、むつ市固定資産評価審査委員会委員に選任されました村田和夫氏から就任のごあいさつをお願いいたします。

（村田和夫固定資産評価審査委員会委員登壇）

○固定資産評価審査委員会委員（村田和夫） おはようございます。このたび皆様方のご同意をいただきまして、固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました村田でございます。

職務に最善を尽くしていく所存でございますので、議員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで就任のあいさつを終わります。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配

布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る2月1日に開催された青森県市議会議長会第3回定期総会において、むつ市議会が提出しております下北半島縦貫道路の整備促進についてが第63回東北市議会議長会定期総会提出議案として決定されましたので、ご報告いたします。

次に、去る1月26日及び27日に実施いたしました東北新幹線全線開業に伴うJR東日本盛岡支社等への要望活動に参加した議員8名及び去る2月11日に開催された地方議員研修会「地域主権時代の地方議会の姿」に参加した議員7名については、会議規則第160条第1項のただし書きにより、議長が参加議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

次に、本日この後、旧庁舎残存施設及び現庁舎開放エリアの利活用について、脇野沢赤坂地区における不法投棄について及び農事組合法人みなみ農園開発の破産手続終了について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、5番横垣成年議員及び27番半田義秋議員を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

### ◎日程第3 行政報告

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。

まず、懸案でありました旧庁舎残存施設及び現庁舎開放エリアの利活用の方針について、その概要をご報告申し上げたいと存じます。

まず、旧庁舎残存施設についてであります。このうち旧本庁舎については、当初の予定のとおり、解体撤去工事を実施しておりますとともに、他の施設については再利用の可能性を探るべく耐震調査を進めてきたところであります。

耐震診断の対象とならない平家の東庁舎及び目視検証などから継続使用に耐えられないと判断した情報センターを除く北庁舎、南庁舎の耐震診断

の結果、南庁舎は耐震基準を満たさず、使用するには相応の補強工事を必要とすることが判明したところであります。

種々検討いたしました結果、北庁舎及び東庁舎を再利用することとし、再利用の目算が立たない南庁舎及び情報センターについては、解体撤去することとしたところであります。

北庁舎については、屋根、外壁等必要最小限の整備を施し、文化財収蔵庫として活用することとし、既存の桜木町の文化財収蔵庫に収蔵されている文化財を初め、現在暫定的に大湊中学校に保存されている野鳥の剥製など文化的資料を収蔵するほか、事務室も設け、調査研究の拠点としても活用してまいりたいと考えているところであります。

また、東庁舎については、現庁舎開放エリアの整備案の一つとして検討しておりましたキッズプラザをここに移し、隣接する金谷公園あるいは市民体育館などとの複合的利用により、子育て世代にとって魅力ある子育て支援ゾーンの核として機能づけてまいりたいと考えているところであります。

なお、解体撤去方針にある南庁舎及び情報センターについては、解体するまでの間、一時的に投票箱等選挙関係物品の保管場所などとして活用してまいりますし、旧庁舎跡地等敷地全体の活用については、なお慎重を期して、議員各位初め市民の皆様方からさらなるご意見等を伺いながら、総合的な判断をする考えにありますことから、いましばらく検討することとしております。

次に、現庁舎開放エリアの活用についてありますが、ここについては、先ほど申し上げましたように、構想していたキッズプラザについては、公園など屋外施設との連携を考えたほうがベターであろうということから、東庁舎を活用することとしたので、改めて白紙から検討し直し

たところであります。

その結果、多目的ホール、産直広場の拡充、会議室などさまざまなアイデアが出されたところがありますが、この際、市民の皆様からのご要望も多く、当市に欠ける施設機能である歴史資料、文化財等を展示する施設として、当分の間活用してまいることとしたところであります。

当該施設については、むつ市の歴史の成り立ちに思いをはせ、心のよりどころとして郷土愛をはぐくむための、また子供たちの学習の場、ふるさと教育といった面、さらには進化する交流社会に対応したまちづくりといった観点からも必要不可欠な施設と認識しておりますし、将来的には地域の自負心を満足させ得るような大規模かつ総合的な施設が必要であろうとも考えているところではありますが、現況近々に取り組むことは困難でありますことから、今般このような決断をいたしましたところであります。

具体的展示内容については、今後詳細詰めてまいります。現在のところ、およそ斗南藩関係資料、二枚橋遺跡等からの出土品などを常設展示する傍ら、野鳥の剥製や民俗資料等、他の文化的展示などについて随時企画展示をするスペースも設けたいと考えております。

なお、詳細につきましては、今定例会に関係費用を予算提案させていただいておりますので、予算審議の場で改めてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る11月30日開会のむつ市議会第206回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

去る10月6日、11月4日、12月1日及び1月6日に実施いたしました環境調査についてですが、1月6日に脇野沢赤坂地区不法投棄現場浸出水を調査した結果、浮遊物質量が排出基準を超

過しておりました。しかし、これ以外のすべての調査項目につきましては、環境基準または排水基準に適合しておりました。

今後につきましては、継続して調査を行い、経過を観察してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、農事組合法人みなみ農園開発の破産手続が終了となりましたことについてご報告いたします。

昨年6月8日開会のむつ市議会第204回定例会において、農事組合法人みなみ農園開発が同年5月12日に破産手続開始の通知を受けたことをご報告しておりましたが、その後2度にわたり債権者説明会が開かれ、債権の回収状況等の説明を受けたところではありますが、本年1月25日をもって破産手続が終了となり、2月8日付の官報に掲載されております。

破産手続は、破産管財人となりました担当弁護士により、みなみ農園開発の財産関係の調査と未納売掛金の回収が行われ、この中で担当弁護士は、着服事件を起こした理事とも面会し、当該理事の財産関係についても調査いたしました。財産等も一切ないことから、当該理事からの回収はできないものと判断し、債権者説明会において状況が報告され、破産団体の財産額を決定したものであります。

その財産額は、破産引継金61万4,823円、売掛金6万9,900円、預貯金1万1,419円の合計69万6,142円でありまして、これから管財人報酬や諸費用を差し引いた34万3,032円が公租公課等の優先債権4者に案分して配分されることとなります。

市が請求しておりました当該法人に対する市・県民税もこの対象となっており、案分されて配当になりますが、指定管理料返還金及び牧野指定管理に係る違約金については、当該法人が破産し、

解散したことから、今後請求はできないこととなります。

市といたしましては、元代表理事や他の理事に対しての賠償請求や賠償訴訟等も検討し、弁護士とも相談いたしましたが、管理責任の証明などが難しいとされたことから断念した次第であります。

着服事件を起こした理事に対しては、告発を検討しておりますが、現在警察当局でも捜査を続けているという情報をいただいていることから、その状況を見据えながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告については、担当部長から報告いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） おはようございます。公害対策に関することのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。11月30日に開会されましたむつ市議会第206回定例会以降、2月24日まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました資料1、河川等水質検査資料のとおりであります。資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、すべての河川において基準値を満たしております。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります。これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、明神川のBODの値が基準値を満たしておりませんでした。ほかの河川については、いずれも基準値を満たしております。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質測定結果についてのご報告を申し上げます。

続きまして、毎年1回ご報告いたしております一般廃棄物処理施設に関する水質検査結果についてご報告を申し上げます。

検査結果につきましては、お配りいたしました資料の2、一般廃棄物処理施設関係資料のとおりであります。まず資料1ページから2ページのむつ市廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしております。

次に、資料3ページから4ページのむつ市一般廃棄物最終処分場周辺の井戸水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしております。

次に、資料5ページから8ページの旧処分場に係る水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしております。

次に、資料9ページから10ページのむつ市川内一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、地下水の上流及び下流で鉛が基準値を上回っておりますが、その他の検査項目では基準値を満たしております。

次に、資料11ページから13ページのむつ市大畑一般廃棄物最終処分場及びむつ市大畑一般廃棄物旧最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目について基準値を満たしております。

最後になりますが、資料14ページから15ページのむつ市脇野沢一般廃棄物最終処分場の放流水及び河川水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしておりました。

以上で民生部が所管いたしております公害対策に関することについてのご報告を終わります。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 続きまして、放射性廃棄物保管施設における安全対策について、前回平成22年11月30日の報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成23年2月4日に青森県とともに独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。

調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

なお、昨年8月9日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が2本ふえております。これは、管理区域内における通常の保管管理作業に伴い、綿手袋、作業衣等の廃棄物がふえたことによるものであります。

続きまして、交通問題対策について、平成22年11月30日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成22年11月から平成23年1月までの3カ月間では、規制日数は36日で、規制本数は367本、運休本数は170本でございました。

次に、要望活動につきましては、去る平成23年1月26日、27日の2日間、野辺地駅及び八戸駅における乗り継ぎ時間の短縮等円滑な接続による利便性の向上、繁忙期における編成車両数の配慮、青森駅までの直通快速便の増便、東北新幹線上り

1番列車への八戸駅での乗車可能な大湊線上り列車の運行ダイヤの配慮について、県選出国議員、JR東日本盛岡支社及び青い森鉄道に対し、むつ市議会との合同により要望しております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。下北半島縦貫道路に係る要望活動につきましては、前回の経過報告以降ございませんでした。

次に、平成22年度における工事の進捗状況につきましては、むつ南バイパスと野辺地町から六ヶ所村に至る有戸北バイパスについて、県により整備が進められているところでありますが、平成21年3月13日に整備区間へ格上げとなりました六ヶ所村から横浜町に至る吹越バイパスについては、測量設計を進め、用地買収に着手しております。このうちむつ南バイパスにつきましては、田名部川にかかる橋りょうの橋台周辺の軟弱地盤対策の土工事が行われております。

なお、前回報告いたしました未着手となっているむつ市一横浜町間約20キロメートルの概略計画策定に係る経過につきましては、第2回地域懇談会を2月8日、むつ市において開催しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、旧庁舎残存施設及び現庁舎開放エリアの利活用についての報告に対する質疑を行います。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、農事組合法人みなみ農園開発の破産手続終了についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対

策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、旧庁舎残存施設及び現庁舎開放エリアの利活用についての報告に対し、質疑ありませんか。

4番工藤孝夫議員。

○4番(工藤孝夫) 現庁舎の開放エリアの利活用について、2点ほど伺っておきたいと思います。

私は、これまでも一般質問で杉山前市長にも、そして現市長にもお尋ねしてきたわけでありませうけれども、文化についての光がようやく当てられつつあるのかなという気がして、今これを拝見しております。

予算審議の段階で詳細はお聞きいたしますけれども、1つは、各地区別のものは吸収展示するという方向なのかどうか。それから、2つ目には、脇野沢、大畑、川内、こういう各地区ごとの常設展示の方向性はどうか、どう考えておられるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長(村中徹也) 教育部長。

○教育部長(佐藤節雄) お答えいたします。

旧町村の各地区に置かれております文化財につきましては、以前にもご質問をいただいているところでありまして、各地区にそれぞれ展示していただきたいというふうなご意見を賜っているところでございます。ただ、各地区にその施設、展示をする施設を設置するというふうなことになると、それぞれに非常に多額の費用がかかるというふうなことがまず1つございます。それから、教育活動に使う場合、各地区に分散する部分については、学校が、例えば地区の勉強をするというふうなことで、回るとすれば、それだけ非常に移動にロスが出るという部分がございます。

さらに、観光客を誘致する場合において、むつ市に来ていただきたいという側面がございますので、それを分散するとなると、非常にその部分についてはリスクが伴うのではないかなという

ふうな思いでございます。したがって、当面は1カ所に集めまして展示するのが望ましいのではないかなというふうな、このような思いをしております。これにつきましても、文化財保護審議会委員の皆様のご意見や専門的な方々のご意見を拝聴しながら計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 4番。

○4番(工藤孝夫) そうしますと、当面は1カ所に集めるということで、今後の各地区ごとの常設展示ということについては考慮をしていくのだという理解でよろしいですか。

○議長(村中徹也) 教育部長。

○教育部長(佐藤節雄) お答えいたします。

現時点で本庁舎の開放エリアを整備するという方針のもとでは、1カ所に集めて展示をしたいという考えでございます。

各地区の部分については、先ほど申しましたとおり、非常に経費がかかるというふうなことで、その部分については今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。18番目時睦男議員。

○18番(目時睦男) 開放エリアの活用の部分について、何点かお尋ねをしたいと思っております。

先ほどの報告の中では、開放エリアを歴史資料、文化財等を展示する施設として当分の間活用してまいると。この考え方なのですが、当分の間ということとは、これまでの議会の中でも同僚議員の一般質問等含めてあるわけでありまして、本市に歴史資料館の建設をするべきではないのかと、このような趣旨での議論もあるわけでありまして、この開放エリアを当分の間活用してまいるということは、将来的には歴史資料館等の施設を建設すると、こういう考え方の中での当分の間という表現

なのかどうか、この点が1つであります。

2つ目は、具体的な展示については斗南藩の資料、二枚橋の遺跡等々を展示するというふうなことでありますが、全体的なスペースの中で、現在の開放エリアの中で、この2つの資料なり遺跡が十分に展示できるスペースということなのかどうか、この点について2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

将来的に歴史民俗資料館を設置するのかというお尋ねにお答えいたしますけれども、これは昨年の9月に教育長が一般質問に対して答弁をしております。その際には、将来的には歴史民俗資料館を建設したいという意向を申し述べております。ただ、現在計画といたしますか、予定されている歴史民俗資料館を建てるとすれば、これは他市の状況を見きわめて計算してみますと、大体40億円から50億円ぐらいは必要であろうというふうに見込まれます。現在の市の財政状況では、これはとても対応できないというふうなことで、とりあえず今の開放エリアを有効利用させていただいて、市民の方々に文化財を見ていただくというふうな展示スペースにしたいというふうなことで、将来的には教育委員会といたしましても、歴史民俗資料館をきちんとしたものを設置したいという思いでございます。

もう一つ、展示できるスペースというふうなことでございますけれども、今の開放エリアは1,500平米程度でございます。教育委員会が将来的にいわゆる歴史民俗資料館というふうな形で欲しいというふうな構想の中で描いている青写真なのですけれども、それは2,000平米以上であろうというふうな考え方を持っていました。といいますのは、全国の博物館の平均が、登録博物館ですと大体3,000平米が基準になっているようでござい

ます。ですから、できればそのような形に大きいものというふうなことも考えてはございますけれども、なかなかそうはまいらないわけで、その半分程度の1,500平米、これは非常に大きなスペースであると考えています。したがって、その部分については展示方法等いろいろ検討しながら有効に活用していきたいというふうな考えてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。29番 齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） 現庁舎の開放エリアを活用する方針については、質疑はありませんが、展示場、歴史資料館などをつくった場合のお客さんを迎える気持ちというか、感覚ということで1点質疑させていただきます。

現在の産直プラザ側の駐車場は、お客様のために開放している駐車場というふう聞いておりますが、常に満杯になっています。産直プラザにそんなに人がいるとは思いませんが、なぜ駐車場が満杯になっているのか。そして、今後展示場として活用した場合に、お客さんが車を自由にとめられるような駐車場の確保は必要と思いますが、現状で例えば社会福祉協議会の職員、または市の職員などが、そのお客様の駐車場を使っていて占領しているとすれば、それは当然改善すべきであって、冬になりますと、ATMの周辺に駐車場以外の場所ですが、お客さんがとめるところがないので、相当数とめております。そのところを見ると、果たして新しい施設をつくってお客さんを迎える心構えがあるのかということに疑問がありますので、ひとつお答えを願いたいと思います。

もう一つは、旧庁舎の活用についてであります。先ほど市長からは、旧庁舎跡地等敷地全体の活用については、議員各位初め市民の皆様方からさらなるご意見を伺いながら総合的な判断を考えてま

いりたいというふうな話をしました。意見はどのような方法で集めるのか。そして、その意見はどのようにまとめ、検討はいつから始めようと思っているのか。さらに、具体的整備の用途を何年後と考えているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、この歴史を展示するスペースが開放エリアというふうなことで、ただいまその考え方を報告させていただきました。その際の心構えというふうなことでの、端的に言いますと駐車場等の具体的な例を挙げられました。この部分につきましては、職員等は職員の駐車場というふうなことで、これは徹底していかなければいけませんし、また外構全体を、とにかく庁舎だけは移りました。しかしながら、この外構を全体的な形の中でどういうふうな形で計画をしていかなければいけないのか。駐車場をしっかりと確保し、そしてこの部分には障害者の方々の部分、優しさを持った駐車場、そういうふうなことも全体的な形の中で、今後これはきっちりと心構えとともに外構についても整備をしていく必要があるかと、このように考えております。

2点目の旧庁舎の跡地利用、これをこれから意見をどのような形で吸い上げていくのかと。これは、当然議会の中でさまざまな一般質問、また質疑等々でご意見等は賜りたいと、このように思いますし、また議員各位からのご意見も当然私に届くものと思います。また、おでかけ市長室、それからこういうふうな形で行政報告をすることによって、市長への手紙だとかメールだとか、さまざまな部分での反応、これもあろうと、このように期待しております。

また、この部分については、めどというふうなことなのですけれども、いましばらく時間をかけて、1つずつ、一歩ずつまず開放エリア、そして子育て空間、そういうふうなものを一歩ずつ進め

ていって、めどというふうなものは、今お示しをすることができませんけれども、まず一つ一つ、こういうふうな形でしっかりと環境を整えてから跡地利用、これを考えていきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。25番 中村正志議員。

○25番（中村正志） この現庁舎の開放エリアの部分、また旧庁舎の跡利用の部分は、これ結構大きな懸案の一つであると私はずっと思っていたのですが、今回このような形で案が出たというのは、ちょっと唐突な感じを受けております。

前回開放エリアにつきましては、キッズプラザというふうな形で、どれくらい前でしたでしょうか、ちょっと記憶にありませんが、行政報告みたいな形で提案を受けて、そこでいろいろ皆さんから意見が出て、1回差し戻しというふうな形になったように記憶をしております。その時点から今回決定を見るまでの間、どのように合意形成されたのかが全然見えてきていないのです。いろいろな形で先ほど来一般質問だとか、市民の意見というふうな形で聞きながらの合意形成だったと思うのですが、このような割と重要な政策の決定に関して、その意見集約に係る経過の部分、この説明責任が非常に不足しているなど。この件に関してだけではないと思うのです。それに関しては、今の議会の制度ではそういう制度がないので、非常に難しいのではないかと思います。私が非常に唐突な感じを受けるというのは、この部分に集約されています。

なので、今後ともこれに限らず、ある程度重要な政策に関しては、その経過の部分についていかに説明をして最終的な判断ができるような状態に持っていか。今回に関しましても、この後予算審議の中で可決されれば、そのままゴーサインが出るような感じになっています。非常に考えるう

えて短いというふうに私は感じていますし、ちょっと内容が、考えましたけれども、この経過の部分、政策決定に至る部分までのやり方が非常に不足していると私は感じています、今回のその意見集約の部分を含めまして、どのような形で、まずこの件に関してはやられたのか。また、今後こういうふうなものに対してはどのような形で持っていくのか、方針がもしありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、唐突であるというふうなご意見でございました。手前どもとしては、この経過、後ほどお話をいたしますけれども、最初から予算の中で調査費等を盛るというふうな、そういうふうな手法は私は避けるべきだというふうなことで、まず議会の中で行政報告、我々の市の行政側がどういうふうな考えを持っているかということ披瀝をして、そして皆さんからご意見を伺い、そして予算としてご審議をいただくと、そういうふうな手順を私は慎重に今取り組んだ形での行政報告でございます。

これずっと前、昔の話ですけれども、突然に予算として計上されるというふうな部分、こういうふうな手法もあろうかと思えますけれども、私はこれは避けるべきであると。行政報告というしっかりとした本会議の中で皆様方に報告をして、そしてご意見を賜り、そして予算として上程をするというふうな形で予算審議をしていただくと、こういうふうな形。これまでの例、調査費をつけました、調査費の中で全体構想を明らかにしていくというふうな手法がややもすれば見られましたけれども、私はそれを回避して、行政報告という形で皆様方にその計画の内容をお示しさせていただき、そして予算審議に当たっていただくと、そしてご意見を賜っていくと、こういうふうな手法をとりましたので、唐突と言えば唐突、ちょっとこ

ういうふうな部分は、それなりの私は手順を踏ませていただいたと、このように認識をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

例えば全員協議会というふうな形での手法もあろうかと思えます。しかしながら、全員協議会は議会の中では一部事務組合の報告というふうな形での、そういうふうな縛りがありますので、その部分で非常に行政を進める中で、例えば法的に拘束されていない全員協議会でそういうふうなものを報告するということは、もう数年前からいかなものかというふうな議会の判断がございましたので、しっかりと行政報告の中で皆様方にご報告をし、そして予算案として後ほど上程をさせていただくと。そして、予算案の中で、この行政報告の中での状況を審査していただくと、こういうふうな手順を踏ませていただきました。ご理解をいただけるものと、このように思います。

合意形成の部分、この部分について、例えば開放エリアに子育て空間をつくるというふうに、第一義的にベースとして残っておりまして。この部分で、例えばアンケートの結果がそういうふうな形でしたので、しかしながらこの庁舎を移す際に議会の中からさまざまなご意見をいただき、そこにそんなにお金をかけていいのかというふうな部分、しかしながら施設は必要であると、こういうふうなことのご意見をいっぱい賜りました。その部分で開放エリアに子育て空間はベースとして残しつつも庁舎をまず移転しましょうということで合意を皆様方からいただいて現在に至ったわけでございます。そのベースをもとにして、その開放エリアだけを考えることが第一義なのか、それとも旧庁舎のその後利用も考えてみるべきであろうと、こういうふうな判断に至ったわけでございませぬ。その中で、例えばアンケートをいただき、またさまざまな形の中でご意見を賜りました子育て

関係の団体の方々に、いや、実はこういうふうなことを考えていますと、こういうふうなことになるわけです。これはまた議会軽視というふうな形になるわけでございます。そういうふうなことで、議会を尊重しつつ、そして経過の中でこのような判断に至ったわけでございます。

そして、この意見集約をどのようにしていったのかというふうなことは、現在政策推進監というふうなものが部長のもとに各部に配置されております。政策調整会議というふうなところで検討を続けてまいりました。

現庁舎開放エリア、これにつきましては、今お話をしましたように、アンケート調査や関係団体等の協議を経て案をまとめた経緯がございました。これを全く白紙に戻すのではなくて、この案を一つの軸として検討する。ただし、耐震診断後の旧庁舎残存施設、これの活用もあわせて検討していこうではないかというふうなことで、一体としてその活用の方向性、これを検討した経緯がございました。

そういうふうなことで、合意形成はしっかりと政策調整会議でその案をもみ、そして庁議を開催し、そして私の最終的な判断でこのような形で行政報告に至ったということの流れでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 今市長から説明を受けますと、この間の流れというのは非常によくわかるわけなのですが、きょうこの場に至るまで、市長から聞くまでそれがわからないわけです。多分恐らく市民の皆さん方も、あれ、開放エリア部分はキッズプラザではなかったのと思っている人が結構いるはずなのです。なので、今後の課題になるのかとは思いますが、この政策決定を発表するまでの間をどのように情報公開し、皆さんの意見を受ける

ような体制をとっていくか、これが恐らく市が目指します行革の大きな柱の一つでもあると思いますので、その部分については今後とも研究をしていただきたいと思います。お答えは要りません。また別の場で話したいと思いますので。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） まず第1点として、北庁舎につきまして、文化財を収蔵するとありますけれども、そして現庁舎の開放エリアのほうで文化財等歴史資料とかそういうのを展示するとありますが、展示が多く、うまくいけば、収蔵のほうは余り必要でなくなるのではないかと思いますので、収蔵と展示との関係をわかる範囲で具体的に説明をお願いいたします。

第2点として、東庁舎についてキッズプラザをつくるということですが、それと今まで予定していました開放エリアのキッズプラザの規模的には変更があったのか否か、その点2点お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、北庁舎の文化財の収蔵の部分についてお答えいたします。ご承知のとおり、旧むつ市の文化財については現在文化財収蔵庫に保管してございます。ただ、この保管は既にもう満杯の状態、中で作業ができる状態ではございません。一部展示はしているものの、ほとんどスペースがないというふうな状況でございます。それをすべて北庁舎のほうに移したいというふうなのが1つでございます。

そしてまた、せんだって旧大湊水源の水道施設が国の重要文化財になっているというふうな経緯がございました。その部分で地域の都市機能、にぎわい空間をつくろうというふうな計画で、今都市の開発計画を作成している段階でございます。

その部分で、旧大湊高校の女子寮と、その隣の文化財収蔵庫、これはそちらのほうに活用したいという思いがございます。したがいまして、現在の収蔵庫に保管してある文化財はすべてそちらのほうに移すというふうな形になります。

その部分の中から展示できるもの、これは同じものを1年間通じて展示するわけにはまいりませんので、その部分から順次いろんな計画を立てまして展示をしてみたいと。その展示する、公開する部分がいわゆる開放エリアの部分というふうなことでございますので、その部分をご理解いただければというふうに思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） キッズプラザから東庁舎に向けた子育てエリアということで、規模的にはどうということかということでございますけれども、若干狭くなっているものと思われま。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） まず、浮遊物質、これが赤坂地区での浸出水ですか、これを調査した結果、基準を超過しているということについてちょっとお聞きしたいと思います。

この浮遊物質、ちょっと聞きなれないので、まずこの意味というのを教えてほしいということ、実際のこの数値の動きを見ると、35、そして23、そして今回63と。基準が60以下なのですが、63と、かなり上下変動が激しいのですが、なぜこういうふうに激しいのかなというのも、もしわかれば教えてほしいなど。何となくこの数字の動きから見ると、これからも何かふえていきそうな雰

囲気とするものですから、この上下変動というのはどうということから生じるものかということですよ。

そして、あと最後ですが、排水の処理というのはどういうふうになっているのでしょうか。この浸出水というのは常にしみ出しているのだろうと思うのですが、これの処理はどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 3点ほどのお尋ねでございますけれども、まず浮遊物質というものでございますけれども、水に解けない懸濁性の物質、汚れといいますが、汚れの粒が小さいものといいますが、というものでございます。影響的には、例えば魚類なんか、えらをふさぐとかというふうな影響があるというふうに思いますし、また懸濁性でございますので、それこそ日光を透過しない、遮るということから、水生植物の光合成の作用に有害作用があることとなります。この浮遊物質が川底に堆積した場合は、当然その川底の質を悪化させる要因ともなるというふうな部分でございます。

また、上下動でございますけれども、長いこと検査してございますけれども、これが原因で上下すると、値が上下するというふうなところの特定までなかなか至っていませんけれども、季節的にそれこそ雨が多きときとか、そういうふうなことが若干考えられるのかなと。雨が多きことによって、そのような検査項目の中の一つのものの値が上下するのかなということもございませぬ。また、この廃棄物の中が嫌気性、余り空気が入っていませんので、そういうふうなところから、中で化学的な変化が起きていて、そういうふうな値が出てくるのかなというふうなことも、これはあくまでも推測でございますけれども、そういうふうに考

えられると思います。

最後の排水の処理ということでございますけれども、浸出水を排水基準の目で見てございます、この部分を。排水基準の中でそういうふうな浮遊物質が出ているというようなことが出てきました。ただ、この部分については最終的にこの浸出水が口広川という部分に流れていきますので、口広川で測定しますと、ここの水質基準については、その浮遊物質についても基準値以内であるということから、その間に自然浄化されていくのかなというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） あと最後の処理の件ですが、これはどこでも産業廃棄物処理場では、底にビニールシートを敷いているものですから、そこで底のほうでシートで遮られた水を取って、それはそれなりに焼却処分とかしているものかなというふうに思って、それと同じパターンでの処理の仕方かなと思っていたのですが、ではそういうやり方ではなくて、自然にもう、あそこもそれなりにシートを敷いて海に流れないように遮断しているのですが、そこで集められたものは口広川に流しているという理解でよろしいのでしょうか。もしそうであれば、やっぱり何となくこの数値がだんだん高くなっていきそうな雰囲気なので、その対策もとる、流さないできちんとためておいて、そして焼却処分とか、蒸留させるとか、そういう形の処理のほうがいいかとは思いますが、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

排水の処理でございますけれども、最終処分場においては、今横垣議員がおっしゃったとおり、きちんとした排水の処理をしてございます。それこそ最終的には浄化して排水するという形をとっ

てございます。

今般の報告にありますこの赤坂地区の不法投棄の現場においては、もともとからそこには側溝に流れている部分の水がありました。その部分を今調査しているというふうなところでございますので、排水の処理をしているというふうなことではないと。ですので、浸出すなわち排水という形で言葉にありましたけれども、浸出水ということでございますので、浸出している水について今調査を継続しているというふうなところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。29番 齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） 赤坂地区の不法投棄については、毎回質疑をさせてもらっていますが、この事件が発覚してから、はや3年たちました。いまだに撤去の方針が立っていないということで、どうしたのかなというのを常に思っています。

そこで、当初県からの指導で撤去する方針または対策を早期に立ててくださいというふうな指導があったと思いますが、今現在県からはどういうふうな内容の指導または助言があるのか。そして、これも毎回お聞きしておりますが、いつから撤去を始めるのかというのが全然わかりません。水の調査だけして安全だということで、いつまでこれを放置していくのかということも疑問にありますので、ぜひ今わかっている範囲の中でお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県からのさまざまな部分での指導、またそういうふうな報告、そういうふうな状況につきましては、担当からお答えをいたします。

いつまでこの状態を続けるのかというふうなこと。遮水壁をつくる、そしてキャッピングをシートで行っています。そういうふうな形で、財政状

況を見ながら、これは進めていかなければいけない。巨額の撤去費用がかかります。原則撤去と、撤去しなければいけない、こういうふうな事案でございます。今その部分では、要するに囲い込み作戦がある程度の成果をしっかりと出しているというふうな判断でございますので、財政状況を見ながら、これを撤去に向けて検討していきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 齊藤議員の2点目の県への報告または県からどのような考えが示されているかという部分でございますけれども、まず県に対しては、この行政報告の質疑とかで答弁させていただきましたけれども、毎月まずはこの検査項目についても報告してございますし、撤去計画の作成についても、どのような経過でいるのかという部分についても、その決まった部分といいますか、または決まっていませんけれども、そのようなどころについては報告しなさいというふうな指示がございますので、そういう形が決まれば、撤去計画を作成次第報告するという形で県からも指示をいただいているところでございます。

3年たちますので、毎年県のほうには直接出向きまして、その検査報告以外の市の考え方等もお示ししながら、県からご意見を伺うという形で進めてございます。なかなか県からも厳しいご意見は伺っているというような状況でございます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 市長の答弁は毎回同じで、財政状況を見ながらというふうなことは毎回聞いておりますが、そもそもこの事件を起こしたのは行政なので、行政が責任を持って当然撤去に当たることは当たり前の話なのです。それを財政状況が厳しいからとかといって、それを先延ばしにすることは果たしていいのかということもあります。

一方で、多額の費用をこの撤去にかけていいの

かというふうな意見もあります。そこのはざまに立って市長も相当苦しんでいるとは思いますが、実際やってしまったのは行政ですから、当然それなりの信念を持ってやらなければならないというところは、毎回同じような答弁をするのではなくて、やはり少しずつ進んでほしいというのが私の考えでありますので、市長の話がありましたらお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 信念は、行政が犯した不法投棄でございますので、これは完全に撤去するというふうなことで、しかしこれは巨額のものが必要でございます。数億円というふうな形で積算しておりますけれども、それをただちに撤去するというふうなことになると、これはもう赤字団体に完全に転落でございます。しかしながら、その不法投棄をしたことによって環境にどういふふうな影響が出るのか、その影響を出さないための手当てはしているわけでございます。その部分で手当てをして、しっかりこういうふうな形で水質検査も行い、そしてその部分については環境に影響が出ていないというふうな判断、つまり先ほどお話をしましたように、遮水工で囲い込み、キャッピングをして雨水の浸透も防いでいるというふうな形で、黙って放置しているわけではございません。行政としては、この部分についてはしっかりと対応して、そして状況を見て撤去に向かっただけでいかなければいけないと、こういうふうな思いでの信念でございますので、ご理解いただきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、農事組合法人みなみ農園開発の破産手続終了についての報告に対し、質疑ありませんか。  
5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 破産手続終了についてですが、これは最終的に「その状況を見据えながら対応してまいりたい」という文で終わって、破産手続終了についてという文章の終わりがこういう終わりなのですから、まだ取れるというか、回収できる見込みがあるという含みを残した文章なのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。それこそもうダメなのであれば、はっきりもう無理でしたというふうに締めくくるべきではないかなというふうに思うのですが。

それと、他の議員からもいろいろ提案がありましたけれども、結局こういうふうにならないように今後こういうふうな対策をとりましたということも、やはり一文入れてもらえればなというふうに思ったのです。保険に入るとか、何かそういう提案もあったのですが、そこら辺の検討もどうだったのかというふうなところをお聞きしたいというふうに思います。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) まず1点目の回収できる見込みはあるのかというお尋ねでございますが、この行政報告の中でもございますとおり、今後請求はできないこととなりますということでございますので、回収できる見込みはないものと考えてございます。

それから、これまでの対策につきましては、これまでの議会の中で、その対策を皆様に報告してございます。

再発防止策については、総務政策部から答弁いたします。

○議長(村中徹也) 総務政策部長。

○総務政策部長(阿部 昇) 2点目の再発防止対策に係るお尋ねでございますが、運用方針というのがございまして、指定管理者制度に係る運用方針でございますが、これを種々改正してございまして、平成22年度から全庁、このルールに基づき

まして執行を管理していただいているという状況にございまして、その骨子として紹介させていただきますと、まず指定管理団体の経理状況の確認の徹底というのがあります。団体の経理状況の定期的及び抜き打ち点検の実施を義務化してございませぬ。

それと、2つ目として、指定管理団体の代表者の変更に対する取り扱い、これをある種チェックを厳しくしていると。つまりは、その団体の代表者がかわったり、あるいは多数の役員の入れかえがあったなど、それによって当初指定管理者として指定した団体の方向性が根幹的な変更がないのかどうか。そういった意味合いで、場合によっては私どもの選定委員会の承認のフィルターにかけると、こういったところも加えさせております。

さらには、3点目として指定管理料の支払い方法の変更ということで、多額な指定管理料を伴う場合、年額400万円以上でございますが、この指定管理料の支払いの方法については、最大でも3カ月分、区切って、つまりは四半期ごとに支払いをするということで、さらには運営に際して可能な場合は月払いなども前提づけたといったものなどでございます。

最後に、履行保証保険の問題につきましては、全国的にも、あるいは県内他市においても例がございません。といいますのは、その履行保証保険加入を義務づけることによっていろんな問題も派生してまいります。例えば新設の団体につきましては、財務内容の判断ができないという理由から、契約ができない可能性が高くなります。つまり履行保証契約を締結できるだけの実績を持つ団体のみが選定対象となってくると、そういったふぐあいも出てまいりまして、もとよりこの指定管理団体というのは、その法人格の有無を問わないという、任意団体でもいいわけでございますので、そういった意味の参入のすそ野を広げていくという

意味においてちょっとふぐあいであろうと。つまりは、新規の団体の参入を阻害する要因の一つになろうという点などがございます。

あとは、根本的に指定取り消しの場合の違約金としての加入、私ども違約金を設けてございますが、そういうことから、前払いした指定管理料の返還債務の保証にはならないと、履行保証保険を掛けましても、その前払いした指定管理料の返還債務の保証というところには及ばないと、こういった等々ございますので、そういったところで、さらに検討は深めていくものの、現段階ではそういう状況にあるということでお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） ということは、このみなみ農園開発の件に関しては、もうこれで終了ですというふうに最後理解してよろしいかというのを確認させていただきたいと思います。結局「解散したことから今後請求はできないこととなります」という文章がありますので。ただ、やっぱり最後の「見据えながら対応」という、ここが大変気になるところなのですが、この件についてはもうこれで終了ですねということを確認したいのと、あとこの最後の刑事云々、ここのところちょっと含みがあるのですが、これはどの程度を考えているのか、ここのところを再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市の債務の回収については、今回で最終と考えてございます。

それから、報告の最後の部分でございますが、「その状況を見据えながら」ということでございますが、これはこの不正行為を起こしました方の告訴問題でございます。これについては、法人内部の問題でございますが、その状況を市では見ていきたいということでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 再度確認させていただきます。

ただ、見ているだけというふうな判断でよろしいのでしょうか。どういう形にこれが市にとってはプラスになるのか。もしも全然プラスに向かわないのであれば、もうここで市のほうも手を打つというのも一つの手段かなと。下手に経費がかかってしまいますので。そういうところも含めて、再度答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 責任の所在を明らかにさせていただくということで、市のほうではこれまで告発も検討してまいりましたが、関係者の中で告訴も警察のほうへ相談しているということがございますので、その状況を見きわめるということでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 今のその告発に関連してお聞きしたいのですが、もうずっとこの告発については「見据えながら対応しております」で来ておりますけれども、いつごろまで、この見据えながら対応する予定なのですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） この告訴告発につきましては、警察にも確認してございますが、代表理事が告訴に向けて相談に行っているのは確認してございます。現在までその進展がないのは、今回の破産手続のため当該法人の帳簿や書類等が担当弁護士のほうに提出されておいて、警察のほうで具体的な被害額の確認等ができないということから、その進展がないものと推察してございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 担当理事が告訴するのはいいのですけれども、別にむつ市が告発することについて、責任を明確にするためにするのでしたら、

別に告訴に関係なくできるのではないですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市のほうでもどういうふうな対応ができるのか、弁護士とも相談した結果、告訴はできないけれども、告発はできるということでございますので、あくまでもその事件を起こしました本人に対して責任の所在を明らかにするために告発をしたいと。ただ、法人のほうで告訴して、それが公になるということであれば、その推移を見守っていきたいということでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） ですから、市としては責任を明確にするために弁護士も告発ができるというのだったら、告発すればいいのではないですか、別に告訴を考えずに。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） ただいま警察のほうでその状況を調査中でございますので、その推移を見守りたいということでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。27番 半田義秋議員。

○27番（半田義秋） このみなみ農園開発が破産手続をしました。そこで、むつ市としましては、損害額が幾らなのか。それで、財産額は69万円ありますけれども、市としてはどのくらいの中からもらえるものか、それをひとつ教えてください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、市ではみなみ農園開発に対しまして、指定管理料返還金817万4,958円、違約金123万3,000円、そのほかに市税滞納分9万5,300円、合計950万3,258円を請求してございます。このうち市に配分されると思われる額は、市・県民税ということで、案分計算いたしますと、約9%程度になるのではないかとということで、金額的には3万1,000円程度が想定され

ております。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 950万円も損害して、入るのが3万円と。確かにこれは4年前に指定管理したわけですがけれども、これはさせた行政も悪いし、それを承認した我々議会も本当は責任を負わなければなりません。議会としては、かなり紛糾しましたけれども、最終的には承認したわけでありませ

それで、幾ら裁判しようとか何しようとか、本人がもう財産ありません。告訴したって、これはただ弁護士費用がかかるだけで無駄だと思います。そこで、あのみなみ農園開発は、確かにつくって、設立して間もなく指定管理に応募したのです。そこで、入っているその中の理事、理事者発起人といいますが、かなりのそうそうたるメンバーでありましたが、どういうわけか1年、2年、3年のうちにメンバーががらっとかわってしまった。そこで、そういう構成だとちょっと不審に思わなければ本当はいけないのです。しかも、最終的にはいつも振り込んでいる送金の口座番号まで変えているということは、もうこういう結果を想定してあの人たちはやっているとは私は考えざるを得ないのです。だから、これからも指定管理をさせる場合は、そういう経歴のない法人でなくて、やっぱり何十年も継続している信用度の高い法人にこれから指定管理させるべきだと思います。

本当は、これは行政も我々議会も減額ものなのですけれども、4年も前の話ですので、またもう指定した首長さんがお亡くなりになっておるので、死者にむち打つようなことはしたくないので、この辺にしますけれども、本当にこれからは指定管理をさせるには十分吟味してからさせてほしいなど、そのように思っています。何か答弁ありましたらどうぞ。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 今回のみなみ農園開発にかかわらず指定管理につきましては、運用指針等を十分に留意しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。8番新谷功議員。

○8番（新谷 功） このみなみ農園開発の件につきまして、私は履行保証等を検討したらいかかかと、このように申してきましたけれども、これに関して、今総務政策部長の阿部さんのほうから、いろいろなじまないといいますか、全国に例がない、あるいはその指定管理者の団体が実績がなければ今の履行保証等を組めないと、そうすればこれに参画する管理者団体を制約するといいますが、そういう意味合いのことを申されました。そうなれば、これはせつかく管理者になってその業務を行いたいという人たちを制約してしまうと。これもまた問題だなと私は考えるわけでございます。ひとしくその業をやりたいという団体、あるいはそれを望む業者等があれば、当然ひとしくその権利を認めてやらなければならないのではないかなと、そういう思いも今抱いたわけでございます。

今経済部長からも運用指針の話も出ましたけれども、これでいいのかなと言えば、またいろいろ問題があるかと思うのです。例えば調べたら理事の方に何も財産がなかったと、賠償責任を負うことができなかつたと。しからばどうするかと、こういう問題がいろいろ出てくるわけでございますが、本当に今総務政策部長、阿部さんのほうから述べられたとおり、今後はいろんな意味で細かくやっぱり検査体制といいますか、見守って、こういう事例が発生しないように努力していただきたい。今の状態であれば、これは阻止する手だてが、余りきちんとした阻止する手だて、あるいはそういう事例が起きた場合の責任問題、なかなか

か難しいなということを知って、本当に危惧しているのですけれども、その点どうなのですか、部長、将来的に。何かいい知恵があったら、今考えていることがあったらお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） ただいまのお尋ねでございますが、序論の部分で全国で例がないと、ちょっと私失言したかもしれません。全国的に見れば全く少数、ごくわずかの自治体では履行保証保険の対応等をしている団体がございます。ただ、それもいろいろな対応の実態がございまして、それぞれまちまちな対応であるということと言えます。ただし、県内他市では例がないということでご理解いただきたいと思います。

先ほどの繰り返しになりますが、まず私どもとすれば、先ほど議員おっしゃいましたように、団体をきっちりと選定基準に基づいて選考していくというところからが出発点になろうと思っておりますので、その辺の運営状況、経営状況等々をしっかりと評価していくというところから、私ども身構えを深めてまいりたいということが1つでございます。

あとは、今後の履行保証の導入という点では、全国的にはレアな、まれなケースでございますので、そういったところの運用実態等の中身の精査も含めまして、もう少し検討していく必要があるということでお答えにとどめたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。27番半田義秋議員。

○27番（半田義秋） 一般廃棄物処理施設に関する水質検査結果についてお尋ねします。

川内地区でありますけれども、地下水の水質検査が、今回初めてだと思っておりますけれども、鉛が基

準値を超えました。その原因は何なのか、またその対策はしたのか、また対策をしない場合は、その必要ないくらいの基準値だったのか、教えてください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 今回ご報告申し上げます1年に1回報告申し上げます一般廃棄物の最終処分場の地下水の水質の検査結果について、川内において水質基準を上回る鉛の結果が出たという部分でございますけれども、報告にもあるとおり、平成22年度においては、この流れている河川において、上流では0.067ミリグラムパーリットル、下流においては0.022ミリグラムパーリットルと、非常に細かい数字でございますけれども、基準値は0.01ミリグラムパーリットルでございますので、いずれも上流においても、下流においても上回ったという結果になっています。

これを経過で見ますと、実を言いますと、この川内の一般廃棄物最終処分場の地下水においては、平成17年度、平成18年度、平成19年度、いずれにおいても上流、下流で基準値を上回ってございました。しかし、その平成20年と平成21年、過去2年間においては逆に上回ってはいない、基準値以内であったと。今回3年目で、また基準値を上回るような状況が出てきたというふうなことでございます。

どういうふうなことからそれが出てきたのかと申しますと、我々もきっちりところだということとは言えませんが、まず最終処分場の上流でも、要は上のほうで、処分場の上流のほうでも基準値を上回ったとなりますと、そこに銅山跡地があること等が考えられますので、その周辺の土壌、この影響の可能性が一番高いのではないかと考えてございます。ですので、最終処分場だからどうのこうのということではないのかなと考えてございます。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 確かに昔は大揚鉦山ありました、処分場の上に。確かにあそこも今水処理しているはずなのですが、ずっと長年続けて。そうするとその影響は、前にも3年ほどだと言いましたけれども、大した影響はないのでしょうか。どうですか、専門家から聞いたのでしょうか。鉛がこのくらい、0.01ミリグラムパーリットルなのに0.067ミリグラムパーリットルあるけれども、これはどうなのですか、体に影響ありませんかとやっぱり聞いているのでしょうか、検査した人に。ただ報告を受けたばかりではないのでしょうか。これで人体には影響ないですかとは聞いているのでしょうか、あなたは。聞いていませんか。ただ報告を受けただけ。これもし人体に影響があれば大変でしょう。だから、これは余り影響ありませんかと恐らく聞いているはずですよ。聞いていませんか。

○議長（村中徹也） 環境政策課長。

○民生部副理事環境政策課長（山田邦夫） お答えいたします。

地下水のほうの関係で、環境基準は0.01ミリグラムパーリットルということになってございますけれども、この場合の飲料水の基準ということになりますと、体重60キログラムの人が1日大体2リットル飲んでも、生涯飲み続けても影響が出ないようなものが基準というふうになっております。したがって、今0.067ミリグラムパーリットルでしたかの数字について検出されておりますけれども、人体には影響はないものというふうになっております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 市長施政方針

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） むつ市議会第207回定例会の開会に当たり、平成23年度の市政運営に臨む所信を申し述べ、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

初めに

平成19年7月15日、むつ市第14代目、新市第2代目のむつ市長として就任以来、はや4年の任期も目前と迫りました。

「新たな未来へ」をスローガンに7つの公約を

掲げ、多くの市民の皆様の負託を受けて、地方行政の舞台に意気揚々として躍り出たのもつい先日の出来事のような思いに駆られるほどに、この間、前市政の円滑な継承と、その発展拡充及び新たなシーズの掘り起こしに心を燃やし、疾駆してきた感があります。

当時、公約の一つとして掲げました「財政再建」については、あと一步というところまでこぎ着けましたし、また、大きな行政課題でありました「新庁舎移転」も果たすことができ、志向した「市民に優しい庁舎像」の理念に沿った機能発揮ができているものと思っております。

これらもひとえに、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力、ご支援があったればこそと、改めて深甚なる謝意を表すものであります。

他の公約課題についても、着実に歩を進め、相応に成果を得ているところでありますが、まだ、道半ばであり、むつ市のさらなる飛躍ひいては市民の幸福度の増進につなげるためには、「持続的な肉づけがさらに必要である」、言い換えれば、「発展・発達し、変化する進化、深め拡充する深化によって、公約の意図した本来的な価値、真価をさらに引き出し紡いでいく持続的かつ地道な営為が必須である」、また、それも「私の手で道筋をつけ、実現させていかなければならない」との強い思いと確信を抱いているところであります。

さて、去年は、記録づくめの猛暑により、陸奥湾ホタテガイ等に多大な打撃を受け、その対応に心を砕き、また、今冬は昨年度に続き、多雪に肝を冷やす局面がたびたびでありましたが、自然は侮れないこと、また自然の容赦なさに向き合う心得が必要なことも、経験知として改めて認識させられたところであります。

一方、国政に目を向けますと、民主党政権は、元気な日本の復活を旗印に「強い経済」、「強い社会保障」、「強い財政」を唱え、それらを一体

的に強化することを基本軸に、社会保障改革の全体像とともに、その財源対策として消費税を含む税制抜本改革の姿を示すとの決意のもと、現在、議論の輪を広げ、熟議しているところでありますが、政局の先行きは混沌とした状況にあります。

地方行政も、揺れ動いております。

自治体首長が、いわゆる「地域政党」を結成するなどして議会に対峙する活発な行動をとり、旋風を巻き起こしている事象ではありますが、それに対する識者の評論の大勢は、既存政党のはざままで地域の疲弊、閉塞感に焦燥を募らせ、やり場がなくなった民意の奔流の受け皿問題といった側面が強いとしております。

私は、その是非はさておき、これを新しい政治の萌芽と見るか、一過性の通過点と見るかは、ポピュリズムや二元代表制にも関連づけて読み解く必要があると思いますし、これはまた、民意のねじれ現象をどう修正するか、ないしは民意をどうすくい取るかといった代表民主制の運用の問題にとどまらず、国と地方の関係のあり方や地方の形をどう構築するかといった政治パラダイムの本質に属する問題でもあらうと思っております。

このようなことも背景の一つに、国においては、地域主権戦略大綱に基づき地方自治法改正案等いわゆる地域主権改革関連三法案を今通常国会に提出、成立を目指しており、まさに地方自治の転換期の真ただ中にあるわけではありますが、地方行政にあずかる立場といたしましては、真の分権型社会の実現のために国政の議論に地方から積極的に発信を続けていく一方で、行政情報を地域住民にわかりやすい形、見える化を図って的確に伝える努力を着実に積み重ねていくことが基礎自治体としてのとるべき常道であり、その上に住民を起点とした行政運営がはぐくまれ体现される、すなわち、「市民協働・参画による自治の実現」が図られるものと考えます。

そもそも住民自治は、「地方における政治行政を、その地方の住民又はその代表者の意思に基づいて行うこと」、つまりは、「住民が自治体への参画によって自治体を制御すること」とされており、昨今、住民の自助性を出発点として「補完性の原理」を地で行く市民活動が「新しい公共」の理念の始動とも重なり合って、活発化し、多様な主体を生み出しております。

その潮流もしっかりと受けとめ、地方自治の要諦となります「住民起点の行政運営」を旨として対処してまいらねばならないとの思いを強くいたしております。

これらのことを念頭に置きながら、むつ市のネクスト50に向けたさらなる飛躍を念じ、決意を新たにし、心たぎらせているところであります。

#### 予算編成

国においては、消費税問題や危機的な公的債務等、内外にわたる重要な政策課題を抱え、波乱含みの政局といった不確定要素とも相まって、予算を初め関連法案の成立が不透明となっておりますことから、今後とも国の動向、とりわけ地方財政に及ぶ影響について注視していかなければならない状況にあります。

当市の財政状況についてであります。合併直後の平成17年度決算で、約24億9,000万円の赤字を計上して以来、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力によりさまざまな行財政改革に取り組むことなどで、平成21年度末における累積赤字額が約7億3,000万円となり、ほぼ赤字解消計画に沿った形で財政健全化を進めてまいりました。

協野沢地区における不法投棄廃棄物の撤去や公立病院改革プランに基づく3診療所の抱える不良債務の解消というような課題を抱えながらも、累積赤字の解消を十分に視界にとらえたとの認識をいたしているところであります。

平成23年度は、赤字解消計画の最終年度である

こと、また、地方分権が進む中で、今後より自立した行財政運営が求められることを意識しながら、市民生活に密着した事業を積極的に展開するとともに、市民とのパートナーシップによる行政運営を推進する、「次の50年に向かって躍進する年度」と位置づけ、「ネクスト50」へのさらなる飛躍、「市民協働のまちづくり」及び「持続可能な財政運営の推進」の3つの柱を基本に据えて予算を編成したところであります。

新年度は、景気悪化に起因する個人市民税の落ち込みが見込まれる中、生活保護費等を中心とした社会保障費や下北医療センターに対する繰出等経常的経費が大きな伸びを見せておりますが、普通交付税の増額とともに、昨年度に引き続き職員数の削減や特別職の給与削減の継続、遊休資産売却等の対策を講じることで、財源の確保を図ったところであり、また、中・長期的な財政基盤の強化を揺るぎないものとしていくために電源立地地域対策交付金の一部を基金にプールする取り組みや、財政調整基金に積み立てを行うことで赤字解消計画の達成にも道筋をつけることができたところであります。

このことにより、3つの基本軸を具体的に展開するための施策として、地域固有の資源を最大限に活用した「産業の振興及び雇用の確保、創出」、暮らしの安全安心をさらに推し進める「住みよいまちづくりの推進」等に意を用いておりますほか、これらの事業を進めるに当たっては、市民サイドの視点も取り入れた「市民協働」のもとでまちづくりに取り組んでいくこととしております。

この結果、平成23年度むつ市一般会計予算の総額は、346億円と今年度に比べ6億5,000万円、率にして1.9%の増として編成したものであります。

#### 主要施策

それでは、3つの柱に沿って、新年度の主要施策についてご説明申し上げます。

#### 1. 「ネクスト50」へのさらなる飛躍

まず、「ネクスト50」へのさらなる飛躍」についてであります。

##### (1) 産業の振興及び雇用の確保、創出

電気自動車導入事業、急速充電器設置事業及び改造電気自動車製作事業

初めに、電気自動車導入事業、急速充電器設置事業及び改造電気自動車製作事業についてであります。

社会全体に悪影響をもたらす地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を低減させようとする低炭素社会の実現が、地域・国レベルのみならず、世界的にも大きな課題としてとらえられております。

一度崩れた環境のバランスは簡単にはもとに戻るものではなく、長い年月をかけて取り組んでいかなければならない課題となって、私たちの肩に重くのしかかってきております。

燃費がよいとされるハイブリッドカーは、減税効果などもあり急速にそのシェアを伸ばしてきておりますが、電気自動車はガソリン車やハイブリッドカーに比べて、価格面やフル充電後の走行距離、充電スタンドそのものの整備状況などにより普及はまだまだの状況にあります。

これらを背景として、低炭素社会の実現に向けた取り組みへの新たな第一歩として、二酸化炭素を排出しない電気自動車の導入と急速充電器の設置を進めることといたしました。

電気自動車導入とともに、上北地域とも連携して急速充電器設置事業をあわせて行うことで、下北地域における電気自動車の普及に先鞭をつけるとともに、首都圏等からの来訪者に対して、電力を生み出している地域の特徴ある取り組みをアピールするよい機会になるものと考えております。

今後、下北地域内に急速充電器が整備されてまいりますと、電気バス、電気自動車などによる下

北周遊ルートの開拓なども期待でき、誘客促進にもつながっていくものと考えております。

また、これに関連して、県立むつ工業高校の教師や同校の同窓会会員及びむつ市を構成メンバーとする実行委員会を立ち上げ、むつ工業高校の生徒初め事業関係者を対象に講演会を設けるなどして、電気自動車の仕組みや特性について学ぶ場を確保しながら、既存のガソリン車を電気自動車に改造する改造電気自動車製作事業に取り組んでまいります。

これにより電気自動車の価格面でのマイナス要素を補うことに寄与し、その普及に一役買うとともに、事業活動の過程を広く市民にお知らせしながら進めることで、地域が一体となって地球温暖化対策へ取り組むという機運の醸成と啓蒙を図ってまいります。

この事業については、地域の関連業種への波及も望むものであり、今後における新たな事業展開へ発展することを期待するところであります。

「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業

次に、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業についてであります。

これは、私の1期目の公約に掲げた優先分野の一つであり、これまで「元気むつ市応援隊」の立ち上げや地産地消運動の展開、「ムッシュ・ムチュラン1世」、「マダム・ムチュリー」のイメージキャラクターによるPRなど、産業の基となる1次産業の振興に少なからず寄与しているものと自負するところであります。

来る3月12日には東京都江東区にある亀戸香取勝運商店街の一角に、当地域のアンテナショップ「あおもり物産ショップ・むつ下北」がオープンする予定となっております。これは、元気むつ市応援隊の応援プロデューサーが手がけるショップであり、むつ下北地域の新鮮な海の幸、山の幸な

どを首都圏にいながらにして手に入れることができるものとして、また当地域の情報発信基地としての役割もあわせ持っており、期待を寄せているところであります。

当地域の特産品を活用した新商品開発については、むつ市漁協、川内町漁協及び脇野沢村漁協で取り組んでいる、市を代表するホタテ、アカガイ、ヒラメなどを用いた新商品開発事業に対する助成とともに、一般市民を対象とした新たな商品開発に対する機運をもさらに高めていくことが必要であることから、その助成にも継続して取り組むこととしております。

また、地産地消運動協力店の新規開拓やイベント開催など、プロジェクトのさらなるすそ野の広がりに努め、第1次産品の活用と高付加価値化を図り、商工業者との連携による商品加工、販売体制を強化し、地域力の向上を推進していくものであります。

#### 企業連携強化事業

次に、企業連携強化事業についてであります。

下北地域でのエネルギー関連事業への地元企業の参入促進と人材育成を図ることを目的に「下北・むつ市企業連携協議会」を立ち上げ、さまざまな取り組みを行っているところでありますが、昨年、14名の合格者を出した第2種放射線取扱主任者及び非破壊検査技術者の受験対策講習会を拡充するとともに、エネルギー関連事業会社への訪問など市独自のエネルギー産業への取り組みを推進するものであります。

#### 緊急雇用対策事業

次に、緊急雇用対策事業についてであります。

地域経済の低迷により、地域における雇用環境は、なかなか光を見出すことができない状況が続いております。

これにさらに追い打ちをかけるように、昨年夏の猛暑は地域の主要産業であるホタテ養殖などへ

大きな被害をもたらしました。

このような中、新年度においても、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業など、雇用の場の確保を継続・拡充してまいります。

密漁監視のための陸上パトロールや地まき漁場の有害生物除去のための船上作業等の水産業関連に係る雇用者数を拡充するとともに、福祉関係、教育文化関係に係る事業の雇用者についても前年度と同程度の枠を確保するほか、市単独の雇用対策として窓口サービスの向上のための専門員の増員を図ります。

前年度と比較して、約100名増の延べ280名程度となる予定であります。

## (2) 住みよいまちづくりの推進

第三田名部小学校及び第一川内小学校建設事業  
次に、第三田名部小学校及び第一川内小学校建設事業であります。

義務教育環境の整備については、人間性豊かな児童生徒の育成を基盤とし、確かな学力の定着と心の教育を充実させるために最も重要な施策の一つであるとの認識のもとに取り組んでおりますが、第三田名部小学校と第一川内小学校の建設工事がいよいよ大詰めを迎えております。

既に新しい校舎で教育活動を始めております第三田名部小学校は、屋内運動場の建設及びグラウンド整備工事をメインとして行い、平成24年度に残された外構工事をもって建設事業全体が終了することとなります。

また、後ほど、むつ市学校設置条例の一部を改正する条例として提案理由を述べますが、これまでの第一川内小学校はこの4月から第二川内小学校と統合するとともに、名称を川内小学校と改称して、川内中学校敷地内に建設された新しい校舎での教育活動が開始されます。

併設型の小中一貫教育としての具体の第一歩が踏み出されることとなりますが、学力の低下や心

理的負担など、いわゆる中1ギャップの解消が図られ、小中一貫教育の趣旨が存分に発揮されるよう期待するところであり、屋内運動場と給食センターの完成をもって全体計画が終了する予定となっております。

## 川内榎木団地建設事業

次に、川内榎木団地建設事業についてであります。

平成16年度までに22戸の建て替えを終えた後、事業が一時中断しておりました川内榎木団地について、既存住宅の老朽化による修繕費の増加や既存住宅入居者等からの事業再開に対する強い要望を受け、事業の再開に踏み切ることといたしました。当時と比べ高齢単身世帯の増など入居予定者の年代、世帯構成も変化してきていることから、住宅形態や配置などについて見直しをするため、新たな実施設計に着手するものであります。

## 防災拠点施設整備事業

次に、防災拠点施設整備事業についてであります。

関根地区に建設が進んでいる使用済燃料中間貯蔵施設は、平成24年7月に操業開始の予定となっております。

使用済燃料中間貯蔵施設は、原子力関連施設の中では最も安全性が高い施設と認識しておりますが、原子力施設等で緊急事態が発生した場合には、国、県等の関係機関が一堂に会し、応急対策を講じるためのオフサイトセンターの設置が法律上、義務づけられておりますことから、新年度において、この施設の建設に取りかかることとしております。

オフサイトセンターには、市の防災拠点施設も併設することとしておりますが、これにより、現庁舎と平成25年の竣工を予定しているむつ警察署も含めた有機的、一体的な防災拠点として、より一層の安全・安心につながるものと確信しております。

ます。

#### 雨水対策調査検討事業

次に、雨水対策調査検討事業についてであります。

最近では狭い地域に短時間で多量の雨を降らせる、いわゆるゲリラ豪雨のために排水路の水があふれ出し、道路冠水など市民生活に影響を与えるような状況が幾度となく発生しております。

これは、排水路の整備当時は十分にその機能を果たしていたものの、住宅地等新たな市街地の拡張や地球環境の変化に起因する異常気象に伴う降雨などにより、流入する水量の増加に対応し切れなくなってきたことによるものであります。

今後も短時間集中豪雨の発生が予想される中、冠水被害が頻発する市内の住宅集中地区を中心に、抜本的な対策を講じる必要があるとの認識に立ち、より効率的な排水路整備方針を立てるために、複数年の継続事業として雨水対策調査検討事業に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 横迎町大平町線及び金曲金谷線予備調査

次に、横迎町大平町線及び金曲金谷線予備調査についてであります。

横迎町大平町線は、田名部地区と大湊地区を結ぶ骨格路線として都市計画道路に指定されておりますが、市役所の移転に伴う国道338号バイパスの交通量の増加や市役所向かいに予定されているオフサイトセンターの建設、むつ警察署の移転なども考慮して、整備計画の策定に着手すべき時期と判断し、予備調査に取りかかることといたします。

現在の道路は第一田名部小学校下から文化会館前を通り、金谷2丁目までとまっておりますが、今回はこの金谷2丁目から市役所裏を通り、県道下北停車場線までの区間、約1.1キロメートルについて整備計画を策定していくものであります。

また、金曲金谷線は、むつ大橋付近の国道279号

から金谷2丁目の国道338号バイパスまでを結ぶ都市計画道路であり、市内中心部の交通混雑解消を図るうえで重要な路線であります。市道西町線から北側の未着手区間について予備調査に取りかかることとしております。

これら都市計画道路は、自動車交通等の円滑化に資するとともに、災害時における避難路としても重要な役割を果たすことから、着実な進捗を図られるよう努めてまいります。

#### 乳幼児医療費給付事業

また、ゼロ歳から小学校入学前までの乳幼児医療費給付事業では、これまで国保のゼロ歳児を除き、保険診療に係る医療費を医療機関等の窓口で一たん支払いし、後日、市に申請後、市から保護者の指定口座に振り込むという方法でありましたが、この煩わしさを解消するため、新年度からは医療機関等窓口での支払いをなくするとともに、4歳から6歳児までの一部自己負担金をなくし、医療費を無料とすることといたしました。

これにより、乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減等につながるものと考えております。

#### 予防接種助成事業

次に、予防接種助成事業についてであります。

予防接種は、疾病の発生及び蔓延を予防するために行われますが、予防接種法等に基づいて、公費負担で行われるジフテリア、はしか、ポリオなどの定期接種のほかに希望者が自己負担する任意接種の2種類があります。

任意接種である子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、その対象年齢となる乳幼児、生徒などへの予防接種に対し費用の全額助成、成人用肺炎球菌ワクチンについては、対象となる高齢者の予防接種に対し費用の一部助成、インフルエンザワクチンについては、全市民を対象に費用の全額または一部助成を

実施いたします。

これにより、事前予防はもとより将来にわたる医療費の抑制にもつなげていきたいと考えております。

#### がん検診推進事業

さらに、がんの早期発見と早期治療を図るうえで必要ながん検診について、その重要性を理解していただくとともに、受診率向上を図ることを目的として、一定の年齢に達した方が受診する大腸がん、胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんに係るがん検診費用を無料とすることといたしました。

これまで行われてきたがん検診とあわせ、多くの方にがん検診を受けていただき、早期発見、早期治療によるがん克服の手助けになればと考えております。

なお、新年度においては、予防接種助成事業やがん検診推進事業に係る経費の一部に対して、電源立地地域対策交付金を充当することとしております。

#### 北の防人大湊地区整備事業

次に、国の重要文化財に指定された旧大湊水源地水道施設を生かした観光ゾーンの創造と周辺地域の活性化策として、現在、「北の防人大湊地区整備事業」の構想案策定に取り組んでおりますが、これには付近住民を初めとした市民の皆様方にワークショップ等へ参加していただき、その構想策定の段階から、まちづくりに協力していただいております。

構想案が練り上がりつつありますが、国の交付金を活用するため、現在、具体の計画となる都市再生整備計画案について国と事前協議を行っているところであり、順調に推移している状況にあります。

新年度から都市再生整備計画事業として、測量設計委託など具体的な事業を進めてまいる予定と

しております。

#### 中心市街地環境改善支援事業

次に、中心市街地環境改善支援事業についてであります。

この事業は、超高齢化社会の到来に備える中心市街地づくりを目指し、各種フォーラム等の開催により市民協働のまちづくりの手法を検討していくものでありますが、これにより、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための地域住民、事業主、地権者などによる自主的な取り組みであるエリアマネジメントの考え方が定着することも期待するものであります。

平成24年度に、地域の意見等を踏まえたまちづくり計画を策定し、その後、計画に沿って、まちなか居住など具体の事業に取り組んでいくものであります。

#### 地域商店街活性化事業

次に、地域指定管理者活性化事業についてであります。

これは、東北経済産業局の指導・支援を受けながら、田名部駅通り商店街振興組合とむつ下北子育て支援ネットワークひろばが協働して取り組む事業でありまして、街灯の整備、案内板・ベンチなどの設置、街の駅や世代間交流施設の設置など、空き店舗などを活用しながら商店街のイメージアップを図り、各種イベント等の開催により商店街の活性化につなげていこうとする事業であり、平成27年度までの5カ年を計画期間として予定しているものであります。

この事業は、商店街とNPO法人のコラボレーションという、むつ市にとっては新しい形での事業が展開されるものであり、雇用の創出や商店街のにぎわいの復活など、その成果に期待しているところであります。

#### 重要文化財保存活用事業

次に、重要文化財保存活用事業についてであり

ます。

旧大湊水源地水道施設は、平成21年12月に国の重要文化財の指定を受け、本年度、調査報告書の作成を行っておりますが、新たに大学教授、文化庁調査官及び専門家などから成る策定委員会を設置し、保存管理計画の策定事業に着手するとともに、文化財に対する理解を深めていただくために、旧大湊水源地水道施設に関するパンフレットを作成し広く内外にPRすることとしております。

#### 文化財収蔵・展示施設整備事業

次に、文化財収蔵・展示施設整備事業についてであります。

先ほどの行政報告でもご説明いたしましたように、旧庁舎北庁舎は文化財等収蔵庫及び調査・研究拠点に、そして現庁舎開放エリアは文化財・歴史資料等展示施設に活用するという方針のもと、これらに関する実施設計や基本構想に着手いたします。

むつ市長期総合計画にある「(仮称)歴史民俗資料館」のような本格的な展示施設の整備については、多額の経費を要することから財政環境などを十分見きわめる必要があります、すぐには歩を進める状況にありませんが、市内各地区に数多く存在する歴史資料や民俗資料、遺跡からの出土品などを展示する施設の必要性は十分認識しております。

このようなことから、現庁舎開放エリアに文化財・歴史資料等展示施設を設置することとし、郷土の生い立ちや歴史がわかるように仕上げることで、子供たちや市民の皆様へ地域の歴史を伝えていくとともに、郷土への愛着心、郷土愛をはぐくみ、誇りと自信につなげてまいりたいと考えております。

#### むつ市スポーツ振興計画策定事業

次に、むつ市スポーツ振興計画策定事業についてであります。

文部科学省が現在の「スポーツ振興法」を見直し、新たにこれにかわる「スポーツ基本法」の検討を視野に入れ、今後の我が国スポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を今年度、策定したところでありますが、県においては昨年度、新しい「スポーツ振興計画」を策定しているところであります。

これらを受け、市としても市民ニーズを反映したスポーツの振興、体育施設の整備計画を網羅したスポーツ振興に係る計画の策定が急務となっておりますことから、市民のスポーツに対するニーズやかかわり方等を把握するためのアンケート調査を行い、計画策定のための基礎資料を得ることとしております。

なお、平成24年度には、計画策定のための審議会などを組織し、基礎資料をもとに計画策定まで進めてまいりたいと考えております。

#### 2. 市民協働のまちづくり

さて、今、改めて地方行政に求められているのは、地域を基盤とする自立的な自治の構築であります。

住民の地方行政への参画機会の拡大、言い換えれば住民の意思を行政に反映しやすくするという地方分権・地域主権に根差した自治体を築いていくためには、住民本位の市政を効果的に行うための仕組みとそれに対応した行政機構を再構築し、住民の声を政策に生かしながら住民とともにまちづくりをしていく体制を整えることが重要であります。

このような観点から、昨年2月に「まちづくり理念の検討」及び「行政運営体制の検討」の2つを大きな柱とする第5次むつ市行政改革大綱を策定したところであります。

「まちづくり理念の検討」においては、市政運営の構想、計画、実践等の各段階での市民参画を充実させる取り組み、市民への情報提供体制を整

え、協働の理念を発信する取り組み、地域の問題をその地域の担い手が協働して発展的に解決していく風土づくりに向けた取り組みという3つの推進事項を掲げております。

新年度においては、第5次行政改革推進事業として、昨年11月に取りまとめた行政改革実施計画に基づいて、市民協働のまちづくりを実践していくための取り組みを進めてまいります。職員の意識改革のための「市民協働・参画運用指針」を策定するほか、市民を対象とした講演会やフォーラムを開催することにより、市民協働参画に対する市民意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、市民協働を推し進めていくために、市政を身近にとらえていただくという観点から、市の予算や決算の内容をわかりやすく周知することなどにも取り組んでまいります。

行政改革実施計画は、今年度から平成26年度までの5カ年計画としておりますが、最初の3年間を集中取り組み期間として位置づけ、平成24年度を目途に、市民と行政による合同の検討組織「(仮称)協働のまちづくり市民会議」を設置し、実施計画に登載された事項を推進していくこととしております。

また、先ほども触れましたが、国の重要文化財に指定されました旧大湊水源地下水道施設の周辺整備に係る検討では、付近住民を初めとした市民の皆様方にもワークショップ等に参加していただき、その構想策定の段階からご意見を伺っており、最近における市民協働のまちづくりの先駆的事例となっておりますが、新たに取り組むこととして、中心市街地環境改善支援事業や地域商店街活性化事業なども地域住民や事業主などと協働して取り組むものであります。

今後においても、このような形での取り組みを初めとして、市民との協働事業を数多く仕掛ける

とともに、皆様からの新たなご提案やご意見をいただきながら、市民と行政が一体となったまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

### 3. 持続可能な財政運営の推進

次に、「持続可能な財政運営の推進」についてであります。

平成23年度は、赤字解消計画の最終年度としておりますが、平成10年度から続いておりました一般会計の赤字を平成23年度で断ち切り、累積赤字の解消を確実なものとするため、さらには年度中途における歳出の増額補正にも的確に対応し、年度を通じた財源確保の担保として1億5,000万円の財政調整基金を確保したところであります。

また、中・長期的な財政の安定を図るため退職者の一部不補充などによる人件費の抑制、プライマリーバランスに留意した起債の借り入れ、償還金の平準化など将来の財政硬直化の要因となる義務的経費の抑制に留意するとともに、合併算定がえ制度の終了による地方交付税の落ち込みを見据え、電源立地地域対策交付金の有効活用、ファミリー・マネジメントの導入による遊休資産の活用など、中・長期的な財源不足に対するリスクの回避に努めてまいります。また、市制施行以来の宿願であります恒久財源の確保については、財政上の最重要課題と位置づけ、さらに強い決意を持って実現を目指してまいりたいと思っております。

#### 結び

以上、平成23年度の市政運営に臨む基本的な考え方と主要施策について述べてまいりました。

国の形、地方の形のあり方が国政の議論として本格化に向かうところではありますが、その帰趨を手をこまねいて見ているわけにはまいりません。

地域主権の牙城を墨守するためには、行政、議会、そして住民が互いに切磋琢磨しながら、地方自治の成熟に自主的に力を尽くしていくことが基本的に求められます。

地方自治の基礎的主体としての住民の自治意識の確立と相まって、行政及び議会の健全な緊張関係が築かれてこそ、よりよきパートナーシップが意義あらしめられ、地域力の形成を牽引する源泉となるものと思っております。

さて、赤字の解消が目前となりましたが、黒字転換いたしましても、まだまだ懸案事業や行政課題もあります。ある意味、収支差し引きゼロの原点になってからが政治力の真髓が試されるものとも思っております。

施策の形成は、市民生活に密着するものについては生活者の目線を基軸に据えながら適時適切に、地域の振興・活性化に係るものについては交流化社会の進展を視野に、むつ市の地域特性、アイデンティティーに創意工夫を凝らしながら「街の顔づくり」、「街の香りづくり」といった面にも磨きをかけて優位性を高めていくこと、そしてそれを地域の誇りと自信につなげていくことが肝要であると考えております。

平成23年度は財政健全化を成就させつつ、未来を見詰め「攻めの行政」によりシフトいたしますが、将来に向けた躍進と健全財政の維持について、改めて誓いを立てる元年でもあります。

人と暮らし、自然が輝き、安らぎと活力のある地域づくりに、「攻めて、守る」という二律背反の止揚に知恵を絞りながら新たな取り組みも緒につけつつ、邁進していく所存であります。

地域の諸課題に真摯に向き合い、市民との対話を積み上げつつ、解決の道筋と明るい将来像を指し示すこと、そしてそれに果敢に取り組み実りに結びつけることが私の役目であります。

ネクスト50へのさらなる飛躍、未来への揺るぎない飛翔、躍進を目指して、全身全霊を傾けるとともに、「考え、行動し、創造するむつ市」を行動規範に組織を挙げて、市政の推進に取り組む所存でありますので、議員各位及び市民の皆様のご

理解とご協力、ご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、施政方針の説明を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで暫時休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程第5～日程第29 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から日程第29 報告第6号 専決処分した事項の報告についてまでの25件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました19議案6報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

順序が前後いたしますが、新年度予算の議案からご説明いたします。

最初は、議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも346億円となります。

これを平成22年度当初予算と比較しますと、金額で6億5,000万円、伸び率では1.9%の増となっております。

予算総額が増となりました主な要因につきまして、歳出では関根漁港施設整備事業費で約2億

5,500万円、第三田名部小学校建設事業費で約5億800万円及び大畑消防庁舎建設事業費等に係る下北地域広域行政事務組合負担金で約7億1,000万円の減となったものの、地域振興基金積立金で6億円、防災拠点施設整備事業費で約5億4,700万円並びに川内診療所、大畑診療所及び脇野沢診療所の不良債務解消等に係る下北医療センター負担金で約5億2,500万円の増となったことによるものであります。

一方、歳入では、市税で約1,400万円、基金からの繰入金で約4億2,500万円及び市債で約10億8,000万円の減となったものの、地方交付税で7億2,000万円、国庫支出金で約10億1,100万円及び県支出金で約4億8,200万円の増となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費のうち総務管理費には、地球温暖化防止対策、新たな産業及び雇用の創出、エコ観光等の可能性を調査、検討するための電気自動車導入事業費、急速充電器設置事業費及び改造電気自動車製作事業費のほか、第5次行政改革推進事業費、本庁舎無線LAN構築事業費、地上デジタル放送難視対策事業費、財政調整基金積立金及び地域振興基金積立金を計上しております。

徴税费には、申告受付支援システム及び地方税電子申告システムの運用経費並びに固定資産評価替事業費を、選挙費には青森県議会議員選挙費、青森県知事選挙費、むつ市農業委員会委員選挙費、むつ市長選挙費及びむつ市議会議員選挙費を計上しております。

民生費のうち社会福祉費には、障害者の自立支援等に要する経費並びに交通安全対策及び公害対策に要する経費を計上しております。

老人福祉費には、災害発生時に高齢者及び障害者に対して迅速な災害情報の伝達等により避難支援を行うための災害時要援護者支援事業費のほ

か、救急医療情報キット普及事業費、外出支援サービス事業等の在宅福祉関連事業費、老人福祉施設入所者に係る保護措置費及び介護保険特別会計への繰出金を計上しております。

児童福祉費には、利用料の一部を助成し、低所得者の負担の軽減を図るファミリーサポートセンター利用助成事業費のほか、子ども手当等措置費、ひとり親家庭等医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費、病後児保育事業費並びに保育所及び児童館の運営費を計上しております。

生活保護費には、生活扶助費のほか各種扶助費を計上しております。

衛生費のうち保健衛生費には、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、青森県後期高齢者医療広域連合に対する負担金及び乳幼児医療費給付事業費のほか、新たに大腸がん検診と40歳がん検診を加えた各種健康診査に要する経費並びに子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、成人用肺炎球菌及びインフルエンザのワクチン接種費用に係る助成費等、各種予防接種に要する経費を計上しております。

清掃費には、ごみの分別収集及びリサイクルに要する経費並びに一般廃棄物処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

労働費には、国の雇用対策に対応した緊急雇用創出等の補助事業費及び市単独の雇用対策事業費並びにむつ市シルバー人材センターの運営費に係る補助金を計上しております。

農林水産業費のうち農業費には、むつ市の特産物の生産拡大を図るためのおいしい果物産地振興事業費、特産物産地づくり支援事業費、元気作物産地育成チャレンジ事業費及び野菜等生産強化対策事業費補助金のほか、農業委員会の運営に要する経費、農地地図情報システム構築事業費及びニホンザル食害対策事業費を計上しております。

畜産業費には、乳牛の乳質低下を防止し、乳量の増加及び乳価の向上を図るための生乳生産機器定期点検費補助金のほか、酪農振興基地建設事業費、酪農研修センター建設事業費、水川目地区酪農振興対策事業貸付金及び市内各牧野の指定管理料を計上しております。

林業費には、健全化施策推進のための森林整備地域活動支援交付金事業費及び直営造林整備事業費を計上しております。

水産業費には、浜奥内漁港内の波の静穏度を高めるとともに、港口部付近の砂の堆積を解消するための漁港施設整備事業費のほか、アワビ、ナマコ等の増養殖事業に係る補助金、関根浜沿岸漁業振興対策事業に係る補助金及び基金積立金、高水温被害の融資に係る利子補給等漁業災害対策費並びに各漁港施設の整備事業負担金を計上しております。

商工費には、地元特産品の消費拡大、販売促進及び商品開発を推進するための「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業費のほか、元気むつ市応援隊推進事業費、農商工連携等創出支援事業費、地域企業連携強化事業費、元気なまちづくりサイト運営事業費及び下北駅前コインロッカー設置事業費並びに情報通信関連産業立地促進費補助金、地域商店街活性化事業費補助金、中小企業への融資資金に係る原資預託金及び観光施設の管理運営費を計上しております。

土木費のうち道路橋りょう費には、宿野部4号線整備事業費、川内5号線整備事業費、兎沢・小目名線整備事業費及び細間沢線整備事業費のほか、道路維持補修費、除排雪経費及び除排雪機購入費を計上しております。

河川費には、治水対策として昭和町地区排水路整備事業費、緑ヶ丘地区排水路整備事業費、新町地区排水路整備事業費及び小川町排水路整備事業費のほか、田名部川周辺環境整備費、雨水対策調

査検討事業費及び県の急傾斜地整備事業に対する負担金を計上しております。

港湾費には、大湊港湾整備事業として実施しておりますウェルネスパーク周辺の道路、緑地等の整備に係る県営事業負担金を計上しております。

都市計画費には、水源池公園周辺の整備に係る北の防人大湊地区整備事業費のほか、中心市街地環境改善支援事業費、横迎町大平町線整備事業費、金曲金谷線整備事業費及び代官山公園整備事業費並びに下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

住宅費には、新たに川内榎木団地建設事業費を計上しておりますほか、緑町団地建設事業費及び市営住宅の維持管理費を計上しております。

消防費には、オフサイトセンター建設事業費、防災行政用無線整備事業費、消防団車両購入費及び常備消防費に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

教育費のうち教育総務費には、子ども夢育成基金事業費、こころのプロジェクト「夢の教室」開催事業費、こども議会開催事業費のほか、教育相談支援員及びスクールサポーターに要する経費及び私立幼稚園就園奨励費を計上しております。

小中学校費には、第三田名部小学校及び川内小学校の建設事業費のほか、学校管理運営費及びスクールバス運行管理費を計上しております。

社会教育費には、文化財収蔵施設整備事業費及び重要文化財保存活用事業費のほか、図書館、公民館及び下北自然の家の管理運営に要する経費を計上しております。

保健体育費には、むつ運動公園野球場改修事業費及びむつ市スポーツ振興計画策定事業費のほか、全国高等学校総合体育大会むつ市実行委員会補助金、各種大会及びスポーツ団体への補助金、児童生徒の健康診断委託料並びに各体育施設の指定管理料を計上しております。

公債費には、長期債の元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子を計上しております。

諸支出金には、一部事務組合下北医療センターに対する負担金、補助金及び貸付金並びに水道事業会計への負担金を計上しております。

次に、歳入についてであります。市税には、個人市民税における所得の減少及び固定資産税における地価の下落による減収分等を見込み、57億2,403万6,000円を計上しております。

これを平成22年度と比較しますと、金額では1,416万5,000円、伸び率では0.2%の減となっており、徴収率は、現年課税分で97.3%、滞納繰越分で17.0%、全体では91.1%の見込みとしております。

地方譲与税には、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税について、平成22年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案して計上しております。

地方特例交付金には、自動車取得税の減税に伴う減収補てんとして設けられた特例交付金、児童手当及び子ども手当に係る特例交付金並びに住宅借入金等特別税額控除による減収補てん特例交付金を計上しております。

地方交付税には、基礎数値及び単位費用の入れかえと地域活性化・雇用等対策費ほかの制度改正の影響を加味し、交付見込額を計上しております。

繰入金には、関根浜沿岸漁業振興対策基金、水川目地区酪農振興基金及び育英基金の繰入金を計上しております。

市債には、臨時財政対策債及び退職手当債のほか、事業との関連で借入見込額を計上しております。

その他歳入につきましては、事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

なお、市議会会議録作成委託料及び年度内の除排雪対策経費につきましては、債務負担行為を設

定しております。

次に、議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも75億1,521万1,000円となります。

これを平成22年度当初予算と比較しますと、金額では8,707万8,000円、伸び率では1.1%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります。保険給付費には一般被保険者及び退職被保険者等の医療に係る保険者負担経費を、後期高齢者支援金等には、後期高齢者医療への支援金を、介護納付金には第2号被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金への納付金を、共同事業拠出金には高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、保健事業費には、特定健康診査事業及び健康づくり推進事業に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国民健康保険税には収入見込額を、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも4億5,160万1,000円となります。

これを平成22年度当初予算と比較しますと、金額では946万4,000円、伸び率では2.1%の増となります。

歳入歳出の主なものについてであります。歳出には青森県後期高齢者医療広域連合への納付金を、歳入には保険料の徴収見込額及び保険基盤安定制度に係る一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも51億1,507万1,000円となります。

これを平成22年度当初予算と比較しますと、金額では2億8,602万4,000円、伸び率では5.9%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には下北圏域介護認定審査会の運営に要する経費を、保険給付費には介護保険サービスに係る保険者負担経費を、地域支援事業費には介護予防等に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。保険料には第1号被保険者に係る介護保険料を、分担金及び負担金には下北圏域介護認定審査会の運営に対する関係町村の負担金を、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも15億2,640万円となります。

これを平成22年度当初予算と比較しますと、金額では5,280万円、伸び率では3.6%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。事業費には一般管理費、施設の維持管理費及び管渠工事等の下水道整備費を、公債費には市債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。事業収入には下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を、国庫補助金には補助見込額を、繰入金には一般会計繰入金を、市債には借入予定額を計上しております。

次に、議案第17号 平成23年度むつ市公共用地

取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも762万9,000円となり、歳出には用地取得に係る市債の元利償還金等を、歳入には一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも714万3,000円となり、歳出には魚市場施設の維持管理経費等を、歳入には当該施設の使用料等を計上しております。

次に、議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には水道施設等の維持管理費、水道料金徴収経費、減価償却費、企業債利息等で15億4,761万6,000円を、収入には水道料金、一般会計補助金等で16億6,880万8,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には上水道整備事業等に係る建設改良費及び企業債の元金償還金で14億1,418万6,000円を、収入には上水道整備事業及び簡易水道統合整備事業等に係る企業債、一般会計負担金、国庫補助金並びに工事負担金で7億2,578万6,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億8,840万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。

以上が新年度各会計予算の概要であります。

次に、新年度予算以外の議案についてご説明いたします。

まず、議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額して支給するためのものです。

次に、議案第2号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、今年3月まで無料としている住民基本台帳カードの交付手数料に係る特例を、4月以降の2年間については、申請日に65歳に達している者に限り適用させるためのものであります。

次に、議案第3号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、第一川内小学校に第二川内小学校を統合し、名称を川内小学校に改めるとともに、校舎棟の完成に伴い、位置を変更するためのものであります。

次に、議案第4号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、乳幼児医療費の給付方法を償還払いから現物給付に改めるとともに、医療費の一部自己負担を廃止することにより、手続の簡素化及び経済的負担の軽減を図るためのものであります。

次に、議案第5号及び議案第6号の人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。これら2議案は、来る6月30日をもちまして任期が満了となります。奥川春美氏及び同日付で任期が満了となります委員の後任として永井信孝氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第7号 平成22年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、6億3,605万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、363億1,730万円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には、電源立地地域対策交付金の増額に伴う地域振興基金積立金、下北文化会館改修工事に係る下北地域広域行政事務組合負担金、生活交通路線維持費補助金及びふるさと融資貸付金を計上しておりますほか、決算見込みにより庁舎管理費、選挙関連経費等を減額しております。

民生費には、障害福祉、児童福祉及び生活保護における国庫支出金の精算に伴い返還金を計上しておりますほか、決算見込みにより、介護保険特別会計繰出金、介護基盤特別対策事業費補助金及び生活保護費を増額し、はまゆり学園の運営に係る下北地域広域行政事務組合負担金、各種扶助費等を減額しております。

衛生費には、むつ、川内及び大畑地区の斎場改修に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより、国民健康保険特別会計の繰出金を増額し、じん芥処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金、ごみ収集運搬事業費等を減額しております。

農林水産業費には、脇野沢農業振興公社のいのしし畜舎汚水処理施設の改修に要する経費及び分収造林売払収入に係る分収金を計上しておりますほか、決算見込みにより水川目地区酪農振興対策事業費貸付金、漁港施設整備に係る負担金等を減額しております。

商工費には、愛宕山公園のトイレ整備に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより地域商店街活性化事業費補助金を減額しております。

土木費には、早掛沼公園のトイレ整備に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより県の港湾事業に係る負担金、下水道事業特別会計繰出金等を減額しております。

消防費では、県の防災情報ネットワーク整備工事に伴う負担金を増額しておりますほか、決算見込みによりオフサイトセンター建設事業費及び常備消防費に係る下北地域広域行政事務組合負担金を減額しております。

教育費には、図書館及び学校図書館における図書購入費及び体育施設のトイレ整備に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより、奨学金の繰上償還に伴う積立金及び下北自然の家の

管理経費を増額し、各種事務事業費を減額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、国・県支出金には、国の補正予算で創設された地域活性化・きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を計上しておりますほか、補助内示等に伴う収入見込額により増減調整しております。

財産収入では、分収林の立木売払収入を増額し、寄附金にはふるさと納税寄附金等を計上しております。

繰入金では、事業費の決算見込みにより、関根浜沿岸漁業振興基金及び水川目酪農振興基金等の繰入金を減額しております。

諸収入では、収入見込額を増額しておりますほか、歳入不足額を調整しております。

市債では、歳出との関連で収入見込額を増減調整しておりますほか、ふるさと融資貸し付けに伴う地域総合整備資金貸付事業債の借入見込額を計上しております。

また、契約額の確定により、住民情報基幹システム更新事業、固定資産評価替事業、釜臥山恐山線道路復旧事業、都市計画図作成事業、むつ運動公園野球場改修事業について継続費の変更を行っておりますほか、年度内に事業完了が見込めないことから関根浜地区漁村再生交付金事業外16事業について繰越明許費を設定しております。

次に、議案第8号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります、本案は、事業費の確定及び決算見込みにより8,437万6,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、81億6,721万1,000円となります。

次に、議案第9号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります、本案は、決算見込みにより1億3,031万1,000円を増額する

ものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、49億8,016万8,000円となります。

次に、議案第10号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります、本案は、決算見込みにより1,600万円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、14億5,760万円となります。

次に、議案第11号 平成22年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります、本案は、事業費の確定及び決算見込みにより補正するものでありまして、収益的収入及び支出において、支出では1,883万9,000円を減額、収入では2,564万9,000円を増額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では8,928万6,000円を、収入では5,526万2,000円をそれぞれ減額しております。

次に、報告第1号、第5号及び第6号についてであります、これらは、むつ市議会定例会及び臨時会において御議決をいただき、施工しております市立大平小学校耐震補強及びその他改修工事、むつ市ブロードバンド基盤整備工事並びに市立第一川内小学校建設工事の各工事について、屋根改修工法の変更、使用部材の減少、改修工事の追加等による工事内容の変更に伴い、それぞれの契約金額に増減が生じたので、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります、これは、陸奥湾の高水温に起因するホタテガイ大量へい死による被害等を受けた納税者に対し、市民税及び国民健康保険税に係る減免を速やかに実施するため、特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものでありまして、減免対象要件の拡大について所要の改正をするほか、条文整備をしております。

次に、報告第3号についてであります。これは、平成22年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、高温及び高水温により被害を受けた農業者及び漁業者の経営の維持安定を図るため、災害経営資金の貸し付けによる利子補給金の交付に係る債務負担行為の設定に急を要したことから専決処分をしたものであります。

次に、報告第4号についてであります。これは、平成22年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、今冬の集中的な降雪と低温により、道路等の除排雪に多額の経費を要したことから除排雪委託料を追加したほか、本年3月1日から開始する子宮頸がん等ワクチン接種に係る費用の助成に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました19議案6報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

### ◎日程第30～日程第31 請願上程、委員会付託

#### ◇請願第1号

○議長（村中徹也） 次は、日程第30 請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇請願第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第31 請願第2号むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の民生福祉常任委員会に付託いたします。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。2月28日から3月4日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、2月28日から3月4日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、2月26日、27日及び3月5日、6日は休日のため休会とし、3月7日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時50分 散会